

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度証明書交付センターのシステム更改対応にかかる住民基本台帳等事務システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

消費生活相談の処理にかかわる法律相談

### 2 契約の相手方

大阪弁護士会

### 3 随意契約理由

当該業務は、本市の相談員が受けた複雑高度化している消費者関連問題の様々な相談内容について、法的見解に基づいた助言を行うことから、特定商取引法や消費者契約法等の消費者保護に関連する法律や消費者紛争をめぐる判例動向・情報に精通し、消費者問題に関する訴訟や消費者と事業者との間のあっせんについての実績のある弁護士を確保しなければならない。また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。

これらを確実に遂行するには、大阪を主要な活動地域としている 4000 名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に委託することがより妥当であり、当該事業者以外では履行が困難なものである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局 区政支援室 消費者センター（電話番号 06-6614-7523）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業に係る運営業務

### 2 契約の相手方

株式会社セレッソ大阪

### 3 随意契約理由

当事業は、スポーツを通じて幅広い年齢層を対象に人権に関する情報を広く発信し、多くの方々に人権尊重の重要性について理解を深め、人権への関心を高めることを目的としている。

スポーツのなかでも、Jリーグは地域密着を基本理念とし、青少年や地域社会等に大きな影響力を有しているため、Jリーグチームと連携を図ることで、より大きな効果が見込まれる。

そのため、本市に所在している唯一のJリーグチームである「セレッソ大阪」と連携・協力して実施する。

以上のことから、セレッソ大阪の運営会社である大阪サッカークラブ株式会社と地方自治法施行令167条の2第1項2号により特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

女性活躍促進情報発信事業業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社ママそら

### 3 随意契約理由

本事業は、社会のあらゆる分野での女性活躍の推進に向け、女性にとって働きやすい職場環境の整備や女性の就労促進、地域における女性の活躍、仕事と家庭の両立に関する啓発等の様々な情報を、発信先（女性・男性の別、個人・企業の別など）や発信内容（ストック情報・フロー情報の別、情報の有用性など）、発信手段（プッシュ型・プル型の別、各情報発信ツールの特性など）に合わせ、適切に組み合わせ、多くの大阪市民に適時・的確に情報を発信することが求められており、本事業を実施するためには、女性活躍推進をめぐる様々な知識を有し、さらにそれらの情報を発信するための専門知識が必要である。

また、女性活躍推進事業にあたっては、社会情勢の変化により各年ごとに取り組むべき課題が変化するものであり、課題の変化により発信すべき対象、内容及び効果的な発信手段も変化するものであり多岐にわたる選択肢の中から適切な方法を選択する必要がある。（過去には、「地域で活躍したい女性向けに地域ラジオと連携した情報発信」や「若者や女性が動画から情報取得していることをふまえて、企業における先進的な取組みを紹介するなど分かりやすい動画を作成のうえ、Instagramのストーリーズ（短編動画）による発信」を行った。）

そのため、毎年度同じ手法を繰り返すのではなく実施にあたっては女性活躍推進に関する最新の实情等をふまえ、適切な発信対象へ効果的な発信手法及び内容で実施することが必要であり、それらを達成するためには民間企業の持つノウハウを活かして実施する方が最も本事業の目的を達成できるものである。

そのため、公募により広く事業者から、そのノウハウや特性を活かした業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上の理由から、本事業にかかる契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06-6208-7655）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度指定区における夜間の青色防犯パトロール業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社三興警備サービス

### 3 随意契約理由

指定区における夜間の青色防犯パトロール業務委託については、市民が安全で安心して暮らせるまちをめざし、街頭犯罪発生件数のさらなる減少に向けた取り組みとして、平成21年8月から実施している。

本事業については、一般競争入札により令和3年4月に契約を行うが、事業開始の準備期間として、要件を備えた青パトの準備や活動員の確保、府警による証明書の申請などに、概ね2か月を要するため、パトロールの実施は6月1日からとならざるを得ない。しかしながら、4月及び5月の間、本事業が途切れることとなれば、その期間の犯罪発生の増加が強く懸念される。また、青パト活動のような警戒活動については、継続して監視の目を光らせることが犯罪抑止に繋がることから継続して実施する必要がある。

4月及び5月に事業を実施するにあたっては、回転灯、スピーカーなどの装備を整えた青パト3台以上、青パト活動のための実施者証を携帯している活動員の確保、団体が判別できる活動員の服装などが最低要件となる。これらのため、4月1日からの事業開始においては、現在業務を委託している株式会社三興警備サービス以外は履行が困難である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 5 担当部署

市民局区政支援室地域安全担当（電話番号：06-6208-7372）

## 随意契約理由書

1 案件名称

クレオ大阪情報提供システム保守業務

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、男女共同参画センター中央館に設置している「クレオ大阪情報提供システム」の運用保守を行うものである。

「クレオ大阪情報提供システム」については、富士テレコム株式会社により開発されたパッケージシステムであり、設定変更及び保守においても、システムの各種設定及び障害情報等の管理情報を保有するパッケージソフトの提供ベンダーである富士テレコム株式会社のみが実施できるため、本事業者と契約する必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

もと市民交流センターすみよし南用地に係る嘱託登記業務委託

### 2 契約の相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 3 特命随意契約理由

もと市民交流センターすみよし南用地については、公図整理が必要であり、調査業務等公図整理に必要な業務は相当な量となる。また、それらの業務はいずれも専門性が高いため、公図整理を迅速かつ適切に進めていくには、相当高度な知識や経験を有していること、組織的に事業を進められる体制を備えていること等が必要となっている。契約相手方については、府下全域の土地家屋調査士等の多くが加入し、専門的能力を結合して業務を遂行できる体制を整えているため、大規模・錯綜する公図整理を行うことができる。また、本件の契約相手方は令和2年度業務の契約相手方でもあり、本業務と密接不可分である前年度の実施結果についても精通している。

以上により、上記相手方と契約しなければ、その目的を達することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約をする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局総務部財産活用担当（電話番号：06-6208-7624）



## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
DV等により緊急一時的に保護された被害者等に対する支援業務の実施事業
- 2 契約の相手方  
非公開 (※)
- 3 随意契約理由  
非公開 (※)
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署  
市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 (電話番号：06-6208-9156)

※大阪市情報公開条例 第 7 条 (6)「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」に当たるため、非公開。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）

### 2 契約の相手方

大阪市企業人権推進協議会

### 3 随意契約理由

当業務は、企業・事業所の経営者や労務・人事担当の管理職などを対象に、本事業における人権啓発講座を通じて、人権問題への理解を深めることにより、企業等が人権を尊重した企業活動を積極的に展開し社会的責任を果たしていくことを目的とする事業について、「効果的な研修内容・手法により、企業等の労務・人事担当の管理職などが基礎知識・啓発スキルを習得し有意義な社内人権啓発の実施に役立つ。」といった成果を上げるために、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

大阪市企業人権推進協議会は、「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同協議会と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度大阪市市民活動総合ポータルサイト改修及び保守管理業務（大阪市市民活動総合支援事業）

### 2 契約の相手方

株式会社ホロンシステム

### 3 随意契約理由

大阪市市民活動総合ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という）は、市民・市民活動団体・企業等が社会課題解決のために、多様な活動主体間の連携・協働を進めやすい環境づくりの一環として、活動を進めるうえで必要となる情報を収集・発信するためのウェブサイトである。

本契約は、このポータルサイトを利用者にとって使いやすく、さらに魅力的で訴求力のあるものとするを目的として改修を行うとともに、安全に運営できるよう、保守等業務を実施するものである。

ポータルサイトについては、市民・市民活動団体等がお互いに必要とする情報等を掲載し、活用するためのシステムであり、そのシステムを主に利用するのは行政ではなく、市民・市民活動団体等である。登録団体の内ポータルサイトを活用している団体は4割程度しかなく、その理由として、情報を掲載するのに時間がかかる、入力項目が多い等の「使いづらい」といった声や、欲しい情報のページにすぐに行きつけない、画面のスクロールが多い、情報タグが多すぎてわかりにくい等の「見づらい」といった声が多く聞かれる。また、情報を掲載してもその効果を実感できない登録団体も多く、さらなるポータルサイトの活用を促進するためには、多くの市民活動者等のユーザーを引き付ける魅力のあるサイトにする必要がある。

今回の改修については、システム上の問題を解決しより使いやすくするとともに、直感的に分かりやすいデザインや市民活動団体等が抱えている課題の解決に繋がるような仕組みや機能を実装することで、魅力的で訴求力のあるサイトにすることによって、登録団体による活発な情報更新や利用者の増加につなげ、マルチパートナーシップがより推進される環境となるよう実施するものである。市民活動団体等のニーズが多様化するとともに、ICT技術も日々進歩しており、改修内容やその手法について、どのようなシステムにすることでより使いやすく魅力的なサイトとなるのかといったことについては、民間事業者が持つ柔軟な発想・企画力・過去の事例を踏まえたノウハウ等を活用し、最新技術を取り入れたり、ユーザーのニーズを把握したうえで改修をすることが必要であり、事

前に仕様を確定することは困難であるため、民間事業者から幅広い知識と経験を活用した専門性・独創性のある企画提案を広く募集し、予算の範囲内で最も効果的な内容・手法により事業成果を生む提案を受けることが望ましく、競争入札に適さないものである。契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容、手法及び目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものであるため、同社と特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当（地域連携）（電話番号：06-6208-7344）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 社会課題解決に取り組む活動主体間の連携協働の促進及び市民活動総合ポータルサイト運用業務（大阪市市民活動総合支援事業）

### 2 契約の相手方

株式会社アクセプト

### 3 随意契約理由

本件契約は、市民・市民活動団体・企業等が社会課題解決のために、多様な活動主体間の連携・協働を進めやすい環境を作るとともに、活動を進めるうえで必要となる情報を収集・発信し、その情報発信サイトを利用者にとって魅力的で訴求力のあるものとするため、民間事業者から幅広い知識と経験を活用した専門性・独創性のある企画提案を広く募集し、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の目的に相応するノウハウや経験、資力、信用等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容、手法及び目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものであるため、同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当（地域連携）（電話番号：06-6208-7344）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業業務委託

### 2 契約の相手方

一般財団法人大阪労働協会

### 3 随意契約理由

本事業にかかる契約は、女性活躍推進に取り組む企業等をより多く認証するとともに、女性活躍推進の取組を進める中小企業を増やすという本事業の成果の向上をめざしており、多数の企業等に対し効率的かつ効果的に啓発・勧奨する手法、先進事例等を学ぶセミナーや、企業間における情報交換・交流の場・機会提供等に対して、最も適した内容・手法により実施させる必要がある。競争入札により契約の相手方を選定した場合、仕様書で業務内容を定めると企業等に対する啓発・認証の勧奨は、同じ手法を繰り返すだけでは、同等の事業成果を達成することは見込めず、また市内に多数存在する企業を網羅的に実施することができないため、公募により広く事業者から、そのノウハウや特性を活かした業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、価格競争入札によるよりも妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

また、令和2年度の契約においては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み、仕様内容から削除した「男性の家事・育児等への参画、女性のキャリアアップ等への支援事業（セミナー等）の実施」についても、オンライン形式等での様々な実施手法が広がりを見せていることから、令和3年度の契約において、改めて事業者のノウハウを活かした効果的な実施手法等について、公募により広く提案を受けて実施するほうが、価格競争入札によるよりも妥当である。

以上の理由から、本事業にかかる契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06-6208-7655）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士フィルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

戸籍情報システムは、富士フィルムシステムサービス株式会社のパッケージソフトを使用したシステムであり、他業者が当該システムの保守を手掛けるには、システムの使用許諾の問題はもとより、システム自体の解析から始めなければならないなど技術的にも非常に困難である。

このため、安全かつ確実に保守業務を行えるのは、当該システムの製造元である富士フィルムシステムサービス株式会社のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

1 案件名称  
大阪市法律相談業務委託

2 契約の相手方  
大阪弁護士会

3 随意契約理由

本事業は、法律的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行うものであり、その履行にあたっては、区役所での法律相談、ナイター法律相談、日曜法律相談の相談定例日に必要数の弁護士(のべ1,673人)を確保し、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。

これらを確実に遂行するには、大阪を主要な活動地域としている4,000名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に業務委託することが必要である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会を相手方として特名随意契約を締結する。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署  
市民局区政支援室区行政制度担当（電話番号：06-6208-7324）



## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度除票簿管理等にかかる住民基本台帳等事務システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

1 案件名称

戸籍情報システムソフトウェア使用許諾

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本ソフトウェアの著作権については、契約の相手方が有しているため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和3年度戸籍附票連携にかかる住民基本台帳等事務システム改修業務委託
- 2 契約の相手方  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
- 3 随意契約理由  
住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。  
以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市人権相談事業

2 契約の相手方

一般社団法人おおさか人権ネットワーク

3 随意契約理由

人権相談事業は、相談者の複雑、多様な課題解決に向けて実効性のある予防・救済につなげる必要があるため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

一般社団法人おおさか人権ネットワークは、「大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度住民基本台帳等事務システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）